

福岡市自転車駐車場（中央区）

道路下水道局自転車課

通勤・通学を目的とした自転車利用者の利便性の向上と違法駐輪の防止を目的に設置された自転車駐車場です。

(1)休業日 なし

(2)開場時間

②：午前6時から午後10時まで

④：午前6時から午後12時まで

③：終日

上記以外：午前6時から翌日午前0時30分まで

(3)施設の利用実績（令和5年度）

駐車場利用台数 443,440台

1日平均利用台数 1,212台

(4)指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日
までの5年間

対象施設一覧（中央区）

①桜坂駅自転車駐車場

②唐人町駅自転車駐車場

③薬院駅北自転車駐車場

④薬院駅南自転車駐車場

⑤薬院大通駅自転車駐車場

⑥六本松駅自転車駐車場

①桜坂駅自転車駐車場

所在地	福岡市中央区桜坂一丁目
電話番号	092-761-0607
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面
面積	394m ²
収容台数	85台 うち原付・自動二輪（～125cc）24台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式
定期券	あり（紙式）

【外観】



【周辺図】



③薬院駅北自転車駐車場

所在地	福岡市中央区渡辺通四丁目
電話番号	なし
供用開始日	平成9年4月7日
構造	平面
面積	273m ²
収容台数	50台 うち原付（～50cc）30台
管理員配置	なし
管理人室	なし
駐輪場種別	券売機式
定期券	あり（紙式） ※④薬院駅南で発行

【外観】



【周辺図】



④薬院駅南自転車駐車場

所在地	福岡市中央区平尾一丁目
電話番号	092-524-3910
供用開始日	平成9年4月7日
構造	平面
面積	492㎡
収容台数	288台 うち原付（～50cc）31台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式
定期券	あり（紙式）

【外観】



【周辺図】



⑤薬院大通駅自転車駐車場

所在地	福岡市中央区薬院四丁目
電話番号	092-521-5590
供用開始日	平成17年2月1日
構造	地下 1 層
面積	481m ²
収容台数	204台 うち原付（～50cc）14台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	精算機式
定期券	あり（磁気式）

【外観】



【周辺図】



⑥六本松駅自転車駐車場

所在地	福岡市中央区六本松二丁目
電話番号	092-761-0601
供用開始日	平成17年2月1日
構造	平面、鉄骨 2 層
面積	414m ²
収容台数	417台 うち原付・自動二輪（～125cc） 59台
管理員配置	あり
管理人室	あり
駐輪場種別	券売機式
定期券	あり（紙式）

【外観】



【周辺図】



分類	作業の種類		頻度
①管理業務	ア 統括管理業務	管理運営業務全般の統括	毎日
		市との連絡調整	随時
		報告書類等作成業務	随時
	イ 一般管理業務	自転車及び原動機付自転車等の駐車場への入出場の許可	毎日
		定期利用申請・解約の受付	随時
		駐車料減免制度の受付 ※2	随時
		駐輪場の開門及び閉門	毎日
		車両の誘導・案内	毎日
		場内の巡回及び駐車車両の監視	毎日
		車両混雑時等の場内外の整理	毎日
		事故，苦情等対応	随時
		不法，不良行為の警戒及び排除	随時
	ウ 施設設備管理業務	施設設備，備品の維持管理（日常点検，巡回）	随時
		駐輪場内，施設設備，備品の清掃	毎日
		設備機器の保守点検（駐輪機器・ベルコン）	年2回
		設備機器の保守点検（消防設備）	年2回
②料金徴収等業務	定期券・回数券・一時利用券の駐車料の徴収 ※1		毎日
	駐車料金の徴収保管		毎日
	徴収金の振込		毎日
③その他 （ア，イに定めるもののほか指定管理者 提案による業務）	指定管理者が提案した業務及び報告		随時
	提案業務の成果を検証するために必要な資料作成等		随時

■ 駐車料金一覧表（※1）

利用の種別		利用期間	自転車	原動機付自転車及び普通自動二輪車
定期利用	学生	1 月	1, 2 0 0 円	1, 8 0 0 円
		3 月	3, 4 0 0 円	5, 1 0 0 円
		6 月	6, 4 0 0 円	9, 7 0 0 円
	一般	1 月	1, 9 0 0 円	2, 9 0 0 円
		3 月	5, 4 0 0 円	8, 2 0 0 円
		6 月	1 0, 2 0 0 円	1 5, 6 0 0 円
一時利用		1 日(1 回)	1 0 0 円	1 5 0 円
回数券(11枚つづり)			1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円

■ 駐車料の減免に関すること（※2）

<半額>

- ・生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者が利用するとき
- ・療育手帳，身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき

<市長が必要と認める額>

- ・市長が特別の理由があると認めたとき